

令和7年度 有線放送設備撤去業務 仕様書

1 業務名

令和7年度 有線放送設備撤去業務

2 業務の概要

(1) 業務場所

久留米市田主丸町（主要業務区域については別途指示）

(2) 事業内容

久留米市（以下「市」という。）が有線放送事業で整備したケーブル類（付属品を含む）・電柱類・支線・保安器等の撤去、各家屋及び公共施設等の屋内に設置したスピーカー・配線類・付属設備一式の撤去（壁の補修含む）、撤去回収した廃棄物の処理。

(3) 数量

別紙「設計書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 一般事項

(1) 適用

本仕様書に規定する事項は、受注者の責任において履行すべきものとする。

(2) 受注者の負担の範囲

ア 業務完了報告書（以下「報告書」という。）や各種申請書等の用紙及び消耗品に要する費用は、受注者の負担とする。

イ 業務の性質上、当然実施しなければならないものや業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から市が必要と判断したものに要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 疑義に対する協議

契約図書に定めのない事項又は契約図書の内容に疑義が生じた場合は、市と受注者で協議して解決するものとする。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4 業務の内容

(1) ケーブル類の撤去

ア 有線放送用ケーブルは、全て撤去すること。(地下埋設ケーブルは対象外)

イ 屋内引込ケーブルは、有線放送用ケーブルの分岐点から、各戸外壁の保安器までを全て撤去すること。

ウ 保安器は、全て撤去すること。なお、屋内に保安器が設置されている場合も同様に撤去すること。

エ 屋外の壁貫通箇所は、ブランクプレートなどの取り付けや、パテ、コーキング剤などで補修を行い、穴を塞ぐこと。

オ ケーブル支持金物等は、全て撤去とする。なお、他の通信事業者のケーブルが添架されている場合は、市と協議すること。

(2) 電柱等の撤去

ア 有線放送電柱は、自治会所有のものを除き、地中部も含めて全て撤去すること。ただし、水路擁壁や畦畔等のコンクリート構造物と一体化されている場合は、コンクリート面で切断して地中部は残置とする。

イ 抜柱穴は、良質土や砂で均一に締固めて復旧すること。地表面がアスファルトの場合は、常温合材で復旧すること。

ウ 鋼管柱をコンクリート面で切断した場合は、残置部に砂を詰め、コンクリート面はモルタル等で復旧すること。

エ 有線放送電柱に放送設備以外の物(カーブミラーや防犯灯等)や他の通信事業者のケーブルが添架されている場合は、市と協議すること。なお、現地調査の際に添架されていることを把握した場合は、直ちに市へ報告すること。

オ 支線類は、全て撤去し、電柱撤去時と同様に路面復旧すること。

(3) 各家屋及び公共施設等のスピーカー、配線、付属設備の撤去

ア 撤去希望世帯のスピーカーを撤去すること。

イ 屋内配線を撤去すること。

ウ 放送用設備やアンテナ、スピーカーから接続している外付機器及び配線などの付属設備一式を撤去すること。

エ スピーカーの壁貫通箇所（ネジ穴等含む）はブランクプレートなどの取り付けやパテ、コーキング剤などで補修を行い、穴を塞ぐこと。

オ 壁の補修箇所はできる限り目立たないようにすること。ただし、大きな穴が空くなど、上記エで対応できない場合については、市と協議すること。

カ 引込線がある建物及びスピーカー設置家屋は、スピーカー等の撤去意向確認を行い、日程調整及び撤去作業の同意を得ること。

キ アパート等に設置されているスピーカー等については、市へ連絡の上、必要に応じて所有者や管理会社等へ連絡し、日程調整及び撤去作業の同意を得ること。

ク スピーカー等の回収のみを希望するところについては、事前に日程調整を行い、回収すること。

(4) 撤去物の一時保管及び処分

ア 撤去したケーブル類及び有線放送電柱のうち鋼管柱は、市指定の場所に保管すること。

イ ケーブル類は、トン袋等で一定量ごとにまとめて保管すること。

ウ 鋼管柱は、留め具等で固定するなど、安全に保管すること。

エ 上記イ、ウで保管したものは、ブルーシート等で覆い外部から見えなくすること。

オ 保管に必要な資材は、市に帰属するものとする。

カ 撤去した有線放送電柱のうち木柱及びコンクリート柱、支線、スピーカー等屋内設備、その他本業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

キ 市指定の場所に、コンテナの設置や出入口の施錠等、集積・保管に必要な措置を施すこと。なお、ケーブル類及び鋼管柱の売却が完了するまで措置を継続すること。

ク 撤去物は、市と協議の上、市指定の場所に一時的に集積・保管することができる。この場合、コンテナ等を設置し、集積・保管場所の整頓を行うこと。

【集積・保管場所】 田主丸複合文化施設そよ風ホール敷地内

(久留米市田主丸町田主丸770番地1)

(5) 業務の実施に関する書類の作成

ア 共架廃止申請（九電柱及びNTT柱からのケーブル撤去）及び道路使用許可申請の必

要が生じた場合において、必要な一連の関係書類を作成すること。なお、作成した申請書類の電磁的記録は、市に帰属するものとする。

イ 書類作成に必要な現地調査、記録収集、写真撮影等を行うこと。

ウ 共架廃止申請において、現場写真は施工前・施工後を撮影するとともに、電柱番号が確認できる写真や取付点拡大写真も併せて撮影すること。なお、電柱番号撮影の際に複数の番号札が設置されている場合は、その全てが見えるように撮影すること。

エ 共架廃止申請において、装柱図を作成すること。

オ その他必要な事項については、市と協議すること。

カ 共架廃止申請や道路使用許可申請の他に許可の手続き等の必要が生じた際には、市と協議すること。

(6) 業務の周知・日程調整

ア 業務の概要や工期は、市が校区まちづくり振興会等に周知するが、撤去の日程等は受注者が各世帯に周知・調整すること。

イ 土地・家屋の所有者が不明な場合や空き家等で周知・調整が困難な場合は、市と協議すること。

(7) その他

ア 全ての撤去作業について、撤去前・撤去中・撤去後の写真を撮影すること。作業箇所等と写真を整理の上、提出すること。

イ 特段の事情やスピーカー等の残置希望等、撤去を行わなかったものについて、報告すること。

ウ 市指定の主要業務区域以外でケーブルや電柱等の撤去の必要が生じた場合も、市の指示により、速やかに対処すること。

5 業務の現場管理

(1) 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

(2) 安全衛生管理

労働安全衛生に関する労務管理については、受注者がその責任者となり、関係法令

に従って行うこと。

(3) 危険防止の措置

ア 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故防止に努めること。

イ 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を取り、監視員を配置して事故防止に努めること。

ウ ケーブルや電柱等の撤去時には、交通の安全確保のため、交通誘導員を配置して事故防止に努めること。

(4) 緊急時の措置

災害又は事故等が発生した場合には、人命の安全確保を優先し、適切な措置を講じて二次災害の防止に努めるとともに、速やかに市に連絡し、その経緯を報告すること。

6 個人情報の取り扱いについて

(1) 受注者は、この業務を実施するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(3) 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知すること。

(4) 受注者は、市の承諾がある場合を除き、業務を行うために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

7 業務の実施

(1) 業務の実施

ア 業務は、契約図書及び市の指示に従って適切に行うこと。

イ 業務の実施に伴い既存構造物を破損するおそれがある場合は、事前に市と協議すること。

ウ 対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧す

ること。

エ 道路法第47条第1項及び道路交通法等で制限された車両を使用する場合は、事前に許可証の写しを市へ提出し、了承を得ること。

(2) 天災や事故等により有線放送設備に緊急を要する障害が発生した場合には、市と協議の上、速やかに対処すること。市は必要と認める場合には、臨時に撤去技術者（及び技術員）の派遣又は増員を要請することができるものとし、受注者はこの要請に応えなければならない。

(3) 受注者は、この業務委託の実施中に事故が生じた場合には、関係者に対し誠意をもって対応するとともに、当該事故により生じた一切の責任を負うものとする。

8 業務の報告及び支払い

(1) 受注者は、業務完了後、速やかに報告書を市に提出すること。

(2) 市は、報告書が適切と認めたのち、受注者から提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(3) 支払い方法などで疑義が生じた場合は、市と受注者で協議して解決するものとする。

9 提出書類

受注者は契約締結後、市が指定する期日までに、次の書類を提出しなければならない。また、提出後に変更がある場合は、速やかに処理すること。提出部数については、市と協議の上決定するものとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務工程表（進捗計画がわかるもの）

(3) 施工体制表（緊急連絡体制含む）

(4) 関係機関への手続き書類の写し

(5) 業務写真（施工前、施工中、施工後）

(6) 打合せ議事録（住民への周知・調整結果、業務日報等）

(7) 月次報告書

(8) 完成図書（撤去結果を図面に記録したもの等）

(9) 産業廃棄物処理伝票（A・D・E票）の写し

(10) 業務完了届

(11) その他市が指示するもの

10 全体スケジュール

下表のとおりとする。下表に記載が無い作業内容等については、市と協議を行うこと。

時期	作業内容及び提出物等	備考
契約締結日～ 令和7年6月中旬	(1) 撤去開始に係る各種書類提出 (2) 撤去開始に係る各種申請 (3) 現地調査 (4) 九電柱及びNTT柱の共架廃止着手に係る申請書類の提出	
～令和8年1月末 【撤去期間】	(1) 撤去 (2) 月次報告書の提出 (3) 九電柱及びNTT柱の共架廃止完了に係る申請書類の提出	(3)は撤去完了箇所分を一定地域ごとにまとめて随時提出
～令和8年1月末	(1) 主要業務区域の撤去完了	撤去漏れや家屋不在等で未撤去分があった場合は【撤去期間】以降も対応すること。
～令和8年2月末	(1) 業務整理 (2) 撤去完了に係る各種完了報告書の提出	
～令和8年3月末	(1) 市指定の集積・保管場所に配置した設備等の引き上げ（市帰属設備を除く）	

11 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等からの不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 暴力団排除対策を講じたにもかかわらず、暴力団等からの不当要求等により業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市と協議を行うこと。

12 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を

選定してはならない。違反した場合は、指名停止措置及び下請契約の解除を求める場合もあるので了知のこと。

- (2) 下請契約を締結するときは、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

13 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市及び事業者に対し禁止が義務づけられている障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。
- (2) その提供が法的義務とされた市の取扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」をしなければならない。

14 その他

本仕様書に定めがない事項については、下記の法令、規則に記載する適用価格及び標準仕様書等の定め又は市の指示によるものとする。

- (1) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (2) 電気通信事業法及び同法関係規則
- (3) 建築基準法及び同法関係規則
- (4) 消防法
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 電気規格調査会標準規格
- (7) 日本電気規格調査会基準価格
- (8) 日本電子機械工業規格
- (9) 電気通信設備工事共通仕様書
- (10) 土木工事共通仕様書
- (11) その他公知の国内関係法令、基準、規格等